

ドラフトチャンバー 仕様書

1. 概要

本装置は、労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則などに定められるプッシュプル型換気装置である。有害物質（ガスを含む）の発生を伴う試験研究を実施する際に、作業環境を適正に保ち、作業者の危険・健康障害を防止するための装置である。

2. 構成

- (1) ドラフトチャンバー本体（排気ファンを含む） 1 台
- (2) 乾式スクラバー 1 台

3. 基本仕様

3.1 ドラフトチャンバー本体（排気ファンを含む）

- (1) 排気方法は、労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則に定められるプッシュプル型換気装置であること。
- (2) 平成 9 年労働省告示第 2 1 号（有機溶剤中毒予防規則第 1 6 条の 2 の規定に基づく厚生労働大臣が定める構造及び性能）に定められた性能を満たすこと。
- (3) ドラフトチャンバーの安全性を評価する EN 規格(EN14175-3)の基準を満たすこと。
- (4) 本体の外寸は幅 1,500～1,600mm、奥行 780～870mm、高さ 2,000～2,300mm を満たすこと。
- (5) 本体表側に風量の低下を知らせる表示機能があること。
- (6) 前面サッシの故障時に働く落下防止機能を有すること。
- (7) 前面サッシは、バランスウェイト方式で、強化ガラス製であること。
- (8) 作業面は、電気を通しにくく、150℃以上の耐熱性を有する材料であること。
- (9) 本体前面にコンセントを AC100V15A のアース極付きコンセントを 4 口以上有すること。
- (10) 作業スペース上部には、実験作業を円滑に行うことができる明るさの LED 照明器具を有し、本体前面に操作スイッチがあること。
- (11) 本体外装は耐薬品性があり、内装は石綿を使用していないこと。
- (12) 作業スペース下部は、扉のないオープンスペースであること。
- (13) 排気ファンはドラフトチャンバー本体に適合する直結式インバータシロッコファンであり、ケーシング及び羽根の材質は FRPP 製であること。

また、排気ファンは本体直上の天井内（2 階と 3 階の間）に設置及び配管できる大きさであるとともに、防振対策（例えば、相フランジ、防振継手、防振ゴム架台等）を行うこと。

参考品 オリエンタル技研工業（株） RCR-SAT-1500ES （排気ファン：CES101V）
 島津理化（株） CEB-LEDAc21-H1 （排気ファン：CED-V）

3.2 乾式スクラバー

- (1) ドラフトチャンバー本体の横側に配置でき、本体とダクトで連結されること。
- (2) 乾式スクラバーと前述の本体を合わせた外寸は幅 1500～2300mm、奥行 780～870mm、高さ 2000～2300mm を満たすこと。
- (3) カートリッジ式の活性炭吸着方式であること。
- (4) 併設するドラフトチャンバー本体の排気風量に対して十分な処理能力を有すること。
- (5) 乾式スクラバー前面にフィルターの交換時期が分かる積算タイマー及び目詰まり状態が確認できる差圧計を有すること。
- (6) 外装は耐薬品性のある材質であること。

参考品 オリエンタル技研工業（株） NRCR-D シリーズ
 島津理化(株) DAR シリーズ

4. その他

- (1) 応札仕様書を提出する前までに設置予定の現場を確認すること。
- (2) 機器の搬入、据え付け及び動作において必要な接続作業などがあれば、これらを実施すること。
- (3) 室外へのダクト接続のために必要な外壁又は窓への穴の設置工事は、工業技術センターが別途工事業者に委託することから、事前に現場確認をした上で工業技術センターおよび工事委託先との調整に応じること。
- (4) 納入時に、基本的操作および日常保守に必要な取扱説明を材料環境部の職員に対して実施すること。

5. 納入場所

佐賀県工業技術センター 〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114
材料環境棟 2 階 B207（機能材料評価室）

6. 納入期限

契約締結後 5 カ月以内。

ただし、天災等、受注者の責に帰さない理由により、納期までの納入が著しく困難な場合には、県及び受注者で別途協議する。

7. 保証

- (1) 無償保証期間は検収終了後 1 年間以上とすること。さらに無償保証期間終了時に精度検査を実施し、納入時の精度を保証すること。
- (2) 無償保証期間終了後においても、明らかにメーカー側にその責が認められる故障等が発生した場合は、直ちに対策を講じること。

8. 提出書類（入札前）

- (1) 応札仕様書 （入札日の 10 日前までに提出すること） 2 部

当センターの担当者まで提出し、仕様を満たすことの確認を受けること。

(2) カタログ・パンフレット等の装置の仕様を証明する書類 2 部
その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

9. 問い合わせ先

担当者：材料環境部 平井 智紀（ひらい ともりのり）

電話：0952-30-8163

FAX：0952-32-6300